

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月14日

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK , LTD .

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 服部 博明

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員  
企画部長 藤本 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 5 番 1 号  
株式会社みなと銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員  
東京事務所長 加藤 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店  
( 大阪市中央区瓦町 4 丁目 2 番14号 京阪神瓦町ビル 6 階 )

株式会社みなと銀行 東京支店  
( 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 5 番 1 号 )

株式会社 東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所  
ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に  
供する場所としております。

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、当行、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）の間で、関係当等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及び関西アーバン銀行の各普通株式を対象とする公開買付けをそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに、本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換（以下、「本株式交換」）をそれぞれ実施すること等により、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、同日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結し、同日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号、第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出し、平成29年10月17日に同法第24条の5第5項に基づき、当該臨時報告書の訂正報告書を提出致しました。

このたび、本持株会社が平成29年11月14日に設立されたこと、当行が、平成29年11月14日開催の取締役会において、本株式交換に係る契約について締結することを決議し、関西アーバン銀行及び本持株会社との間で、当該契約を締結致しましたこと、また、平成29年9月26日に提出致しました臨時報告書の記載事項の一部に誤記がありましたことから、当該臨時報告書及び平成29年10月17日付で提出致しました臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部を訂正するため、同法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

・本経営統合に関する事項

2．本経営統合の内容・スケジュール

（2）本経営統合の日程（予定）

（3）本経営統合の主な条件の概要

・本株式交換に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告）

1．本株式交換の相手会社に関する事項

（1）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（2）最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び当期純利益

（3）大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

3．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

（4）その他の株式交換契約の内容

5．本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

・親会社、及び主要株主の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号の規定に基づく報告）

2．本株式交換による異動

（1）親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

(新たに親会社となるもの)

ア. 本持株会社

[別紙] 株式交換契約書

契約締結日

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

#### 2 報告内容

. 本経営統合に関する事項

#### 2. 本経営統合の内容・スケジュール

(2) 本経営統合の日程(予定)

(訂正前)

平成29年9月26日(本書提出日)	本統合契約の締結に係りそなホールディングス、三井住友銀行、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の取締役会決議及び三井住友フィナンシャルグループの執行役の決定 本統合契約の締結
平成29年10月16日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日公告
平成29年10月31日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月頃(予定)	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年11~12月頃(予定)	近畿大阪銀行株式譲渡の実行
平成29年12月26日(予定)	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による各種類株主総会
平成29年12月27日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの開始日
平成30年2月14日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの終了日
平成30年2月20日(予定)	本優先株式譲渡の実行
平成30年3月28日(予定)	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年3月30日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年4月1日(予定)	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃(予定)	関西アーバン銀行-近畿大阪銀行合併

(後略)

(訂正後)

平成29年9月26日(本書提出日)	本統合契約の締結に係りそなホールディングス、三井住友銀行、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の取締役会決議及び三井住友フィナンシャルグループの執行役の決定 本統合契約の締結
平成29年10月16日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日公告
平成29年10月31日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年11~12月頃(予定)	近畿大阪銀行株式譲渡の実行
平成29年12月26日(予定)	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による各種類株主総会
平成29年12月27日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの開始日

平成30年2月14日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの終了日
平成30年2月20日(予定)	本優先株式譲渡の実行
平成30年3月28日(予定)	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年3月30日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年4月1日(予定)	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃(予定)	関西アーバン銀行-近畿大阪銀行合併

(後略)

(3) 本経営統合の主な条件の概要

(訂正前)

(前略)

本公開買付けの条件	<p>当行株式公開買付けの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 公開買付けの対象 当行の普通株式</li> <li>( ) 公開買付け価格 2,233円</li> <li>( ) 上限、下限 上限は6,182,500株とし、下限は設定しない。</li> <li>( ) 公開買付け期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日)</li> <li>( ) 決済の開始日 公開買付け期間が終了した後遅滞なく</li> <li>( ) 三井住友銀行による応募数(三井住友銀行が信託管理人からの同意等を条件として、退職給付信託の受託者へ応募を指図することにより、応募される株式数を含む。) 18,483,435株</li> <li>( ) 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合には、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるものとする。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、公開買付け開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとする。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、当行株式公開買付けの開始までに変更があり得る。</li> </ul> <p>関西アーバン銀行株式公開買付けの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 公開買付けの対象 関西アーバン銀行の普通株式</li> <li>( ) 公開買付け価格 1,503円</li> <li>( ) 上限、下限 上限は11,029,200株とし、下限は設定しない。</li> <li>( ) 公開買付け期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日)</li> <li>( ) 決済の開始日 公開買付け期間が終了した後遅滞なく</li> <li>( ) 三井住友銀行による応募数 36,109,772株</li> <li>( ) 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合には、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるものとする。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、公開買付け開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとする。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、当行株式公開買付けの開始までに変更があり得る。</li> </ul>
-----------	---

(後略)

(訂正後)

(前略)

本公開買付けの条件	<p>当行株式公開買付けの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 公開買付けの対象 当行の普通株式</li> <li>( ) 公開買付価格 2,233円</li> <li>( ) 上限、下限 上限は6,182,500株とし、下限は設定しない。</li> <li>( ) 公開買付期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日)</li> <li>( ) 決済の開始日 公開買付期間が終了した後遅滞なく</li> <li>( ) 三井住友銀行による応募数(三井住友銀行が信託管理人からの同意等を条件として、退職給付信託の受託者へ応募を指図することにより、応募される株式数を含む。) 18,483,435株</li> <li>( ) 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合には、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるものとする。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとする。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、当行株式公開買付けの開始までに変更があり得る。</li> </ul> <p>関西アーバン銀行株式公開買付けの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 公開買付けの対象 関西アーバン銀行の普通株式</li> <li>( ) 公開買付価格 1,503円</li> <li>( ) 上限、下限 上限は11,029,200株とし、下限は設定しない。</li> <li>( ) 公開買付期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日)</li> <li>( ) 決済の開始日 公開買付期間が終了した後遅滞なく</li> <li>( ) 三井住友銀行による応募数 36,109,772株</li> <li>( ) 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合には、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるものとする。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとする。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、関西アーバン銀行株式公開買付けの開始までに変更があり得る。</li> </ul>
-----------	---

(後略)

・本株式交換に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告)

1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

商号	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ (英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc.)
本店の所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号

代表者の氏名	菅 哲哉
資本金の額	250,000,993円(予定)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(注) 前記「 . 本経営統合に関する事項」の「2 . 本経営統合の内容・スケジュール」の「(2) 本経営統合の日程(予定)」に記載のとおり、本持株会社は、平成29年11月頃に設立予定です。

(訂正後)

商号	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ ( 英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc. )
本店の所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の氏名	菅 哲哉
資本金の額	250,000,993円(平成29年11月14日現在)
純資産の額	500,001,985円(平成29年11月14日現在)
総資産の額	500,001,985円(平成29年11月14日現在)
事業の内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(注) 前記「 . 本経営統合に関する事項」の「2 . 本経営統合の内容・スケジュール」の「(2) 本経営統合の日程(予定)」に記載のとおり、本持株会社は、平成29年11月14日に設立されました。

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び当期純利益

(訂正前)

本持株会社は、平成29年11月頃に設立予定であるため、該当事項はありません。

(訂正後)

本持株会社は、平成29年11月14日に設立されたため、該当事項はありません。

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(訂正前)

本持株会社設立時において、りそなホールディングスが本持株会社の発行済株式の100%を保有する予定です。

(訂正後)

本持株会社設立時において、りそなホールディングスが本持株会社の発行済株式の100%を保有しております。

3 . 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(4) その他の株式交換契約の内容

(訂正前)

当行、関西アーバン銀行及び本持株会社の間で締結予定の株式交換契約の内容については、別紙 の株式交換契約書をご参照ください。

(訂後前)

当行、関西アーバン銀行及び本持株会社の間で締結した株式交換契約の内容については、別紙 の株式交換契約書をご参照ください。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

(前略)

(注)前記「 . 本経営統合に関する事項」の「2. 本経営統合の内容・スケジュール」の「(2) 本経営統合の日程(予定)」に記載のとおり、本持株会社は、平成29年11月頃に設立予定です。

(訂正後)

(前略)

(注)前記「 . 本経営統合に関する事項」の「2. 本経営統合の内容・スケジュール」の「(2) 本経営統合の日程(予定)」に記載のとおり、本持株会社は、平成29年11月14日に設立されました。

. 親会社、及び主要株主の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号の規定に基づく報告)

2. 本株式交換による異動

(1) 親会社の異動

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

(新たに親会社となるもの)

ア. 本持株会社

(訂正前)

名称	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
所在地	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の氏名	菅 哲哉
資本金の額	250,000,993円(予定)
事業の内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(訂正後)

名称	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
所在地	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の氏名	菅 哲哉
資本金の額	250,000,993円(平成29年11月14日現在)
	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

事業の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務</li><li>2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務</li></ol>
-------	--

[別紙 ]

### 株式交換契約書

契約締結日

(訂正前)

平成29年\_\_月\_\_日

(訂正後)

平成29年11月14日

以上